

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正(案)」に対するコメント及びそれに対する金融庁の考え方

意見番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	V-1-1-1-2 合併に関する着眼点	<p>合併の際の資産及び負債の評価について、「合併の直前の帳簿価額」を付さなければならないとされているが、平成20年改正前の企業結合会計基準において、持分の結合における会計処理については、「合併による企業結合の場合、結合当事企業の資産、負債及び資本の適正な帳簿価額を引継ぐ」とされており、これは結合当事企業の資産又は負債の帳簿価額に会計処理又は評価の誤りがある場合には、引継ぎ前にその修正が行われることを意図するものであることを踏まえ、「合併の直前の適正な帳簿価額」とすべきではないか。</p>	<p>会計処理又は評価の誤りが把握された場合、会計基準も踏まえて必要な修正を行い、適正な価額とすることは当然の前提であると考えられます。</p>
2	V-1-1-1-2 合併に関する着眼点	<p>「…、基本的に、吸収合併対象財産について、吸収合併の直前の帳簿価額を付す方法(いわゆる持分プーリング法)により会計処理を行うこととされている。」とあるが、これは、協同組織金融機関の特性から業法上の取扱いとして定める企業会計とは異なる扱いであることから、誤解が生じないような表現とすべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正しました。</p>

意見番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
3	V-1-1-1-2 合併に関する着眼点	合併の経済的実態について「持分の結合」ではなく「取得」と解すべき例外的な場合、すなわち、いわゆるパーチェス法により会計処理を行うべき場合として「合併金融機関の総代が合併後も継続して議決権を集約して行使する場合」が例示されている。当該例示は、吸収合併存続金庫の総代の人員構成に合併の前後を通じて変更をきたすことなく(吸収合併消滅金庫の総代であった者が吸収合併存続金庫の総代とはならず)、総代会が運営される場合を指すとの理解でよいか。	合併の経済的実態について、いわゆる持分の結合ではなく取得と解すべきような場合においては、パーチェス法により会計処理を行うべきと考えられることから、合併存続金融機関が合併消滅金融機関を支配すると考えられる場合としてこのような例示を示しております。 ご指摘の場合は、監督指針の例示に該当するものと考えられます。
4	V-1-1-1-2 合併に関する着眼点	新設合併の場合には、新設合併消滅金庫の総代は、解散により一旦その地位を失い、新設合併設立金庫の会員のうちから新たに総代が「公平に」選任されると考えられるため、例示は、当てはまらないとの理解でよいか。	新設合併においても、その経済的実態として、合併を行う一方の金融機関がもう一方の金融機関を支配すると考えられる場合には、パーチェス法を適用する必要があるものと考えます。
5	V-1-1-1-2 合併に関する着眼点	「議決権を集約して行使」とあるが、総代は、総代以外の会員から議決権行使の委任を受けて(複数議決権を取りまとめて)一括して行使するのではなく、総代会において各総代が1人1票の議決権を行使するため、例えば、「集約して」を「代表して」等に置き換えるべきではないか。	合併金融機関の総代が、その経済的実態として被合併金融機関を支配しているような形で議決権を行使するような状況を表すため「集約して」との表現としております。
6	V-1-1-1-2 合併に関する着眼点	新設合併の場合にも持分プーリング法が原則であることを明確化するため「吸収合併対象財産又は新設合併対象財産について、吸収合併又は新設合併の直前の帳簿価額を付す方法(いわゆる持分プーリング法)により会計処理を行う」に修正してはどうか。	ご指摘を踏まえ、規定を修正します。